

公益社団法人沖縄市シルバー人材センター 会員就業規約

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人沖縄市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する事項を定めるものである。

(センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助、共働の実をあげようとするものである。

2 会員は、就業にあたって社会的地位や性別、信条、宗教、国籍などの理由で差別扱いを受けない。

(仕事との受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、センターが一括して発注者から委託を受け、その交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注または作業条件等につき直接の交渉当事者とならない。

(仕事の配分等)

第4条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打合わせを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。また、センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第5条 センターは、その受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(就業上の留意事項)

第6条 会員は、就業にあたり相互に次の点に留意すること。

- (1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。
- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、事前にセンターへ届け出ること。
- (3) 就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは、他にもらさないこと。
- (4) 就業にあたっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。

(共同作業の留意事項)

第7条 会員が共同作業を必要とする場合は、前記の就業に関する定めに加え、次の点に留意すること。

- (1) 就業会員は、その中からリーダーを互選する。リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携、および発注者との打合せなどにつき、センターに協力すること。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (3) 就業会員は、常に明るいふん囲気のもとで就業できるよう共同責任分担の精神をもって努力すること。
- (4) 就業会員が就業中、けがをし、または病気にかかったときには、共同作業中の会員は、直ちにリーダー、センター、または発注者に連絡などの応急の措置をとるようにすること。

(傷害保険)

第8条 会員の就業中などにおける死傷病については「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

2 傷害者または共同作業会員は、事故後遅滞なく、その内容等をセンターに届けて指示に従うこと。

(損害保険)

第9条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体もしくは財物に与えた損害に対しては、賠償責任保険に加入し、その約款の定めるところにより、これを補償するものとする。

2 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したとき等賠償責任保険では担保できない賠償は、会員が負うものとする。

附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

配分金基準額

公益社団法人沖縄市シルバー人材センター
(単位：円)

職 群	職 種	日額(8時間)
1. 専門技術	各種教育指導、各種自動車の運転	5,000～6,500
2. 事務整理	一般事務、経理事務、伝票整理等	4,500～5,000
	宛名書 1枚 ボールペン	30～35
	宛名書 1枚 毛筆	35～55
	表彰状等、賞状用紙 100字まで (賞状の名前のみ)	2,000～2,500 (55)
3. 管 理	駐車場管理、施設、公園管理等	5,500
	宿直等	5,500～6,000
4. 折衝外交	販売、集金、パンフレット配布等	4,500～5,500
5. 技 能	大工、左官、塗装、配管、タイル張り	5,500～6,500
	植木せん定、造園等	5,500～6,500
	上記従事者の手伝い等	5,000～5,500
6. 単純作業	屋内(清掃、荷作り等)	4,500～5,000
	屋外(清掃、除草、現場片付け、軽作業、農作業、 ビラ配り等)	
7. サービス	福祉サービス(病人、老人、通院介護等) その他のサービス(家事、清掃、洗濯、炊事、 留守番、子守り等)	4,500～5,000
	広報、街頭宣伝等	5,000～6,500

市外の場合は、交通費実費が加算されます。尚、交通事情によっては市内の場合も交通費が加算されます。

職 群	職 種	1時間当り
1. 訪 問 介 護 員	生活援助サービス(掃除、洗濯、調理等の生活援助)	1,100～
	身体介護サービス(食事介助、清拭・入浴・排泄等の介護)	1,400～
	身体・生活サービス(身体介護と家事援助の複合)	1,250～

*上記に、訪問介護事業の実施地域を超えて要した交通費は、その実費が加算されます。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額が加算されます。

- (1) センターから、片道おおむね 10km 未満 300 円
- (2) センターから、片道おおむね 10km 以上 500 円

職 群	職 種	1時間当り
パソコン指導員	講 師	900～
	補助講師	750～

職 群	職 種	1 時間当たり
軽度生活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事・食材の確保等・衣類の洗濯等 ・ 住居の清掃等・買い物・外出時の援助 (散歩の付き添い) 	1,000 ~
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風時等災害への防備、片付け ・ 庭、垣根、家周りの手入れ 	1,000 ~
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋修繕、電気修理等の軽微な修繕 	1,000 ~